

## 周産期（分娩取扱）医療機関への新生児搬送についてお願い

県内全域を対象としてドクターカーによる新生児搬送を行いますが、今のところスタッフが少なく、全ての時間に対応することが出来ません。そこで、スタッフの充実が図られるまでの間、平日の日中の対応とさせていただきます。

可能な限り依頼に対し対応したいと考えていますが、スタッフが対応困難な場合や軽微な異常の場合には出動できないことがありますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

### 【搬送依頼時の手順について】

- 1) 新生児搬送の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までになります。  
原則、分娩立ち会いに対応することは出来ませんが、搬送が必要なことが予測される場合には可能な限り対応します。
- 2) 搬送依頼時には、NICU (023-685-2650) に連絡をください。  
看護師より NICU 医師に代わりますので、簡単に状態をお知らせください。
- 3) 搬送可能な場合には、その旨をお伝えしますので、なるべく早く新生児搬送連絡票に必要な事項を記入して NICU Fax (023-685-2684) に送信してください。  
Fax により出動先を確認し、出発となります。
- 4) 到着・出発時の搬送用保育器や診療機材の移動にご協力をお願いします。
- 5) その場でできる処置を行い、安定後に家族にお話をし、搬送の了解を得ます。
- 6) ドクターカー以外による方法で当センターに新生児を搬送される場合であっても、NICU に連絡と Fax をお願いします。
- 7) 戻り搬送については、可能な症例がある場合に MFICU・NICU より連絡し相談します。